

平成19年度 公立大学法人首都大学東京の財務諸表の概要について(素案)

1 公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の財務諸表の取り扱いについて（地方独立行政法人法第34条）

- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成19年度財務諸表等の概要及び相互関連図

()は18年度 (単位:億円)



